森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費

46百万円(56百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1.事業の概要

COP7(第7回気候変動枠組条約締約国会議)のマラケシュ合意により、我が国の森林経営による二酸化炭素の吸収量は、京都議定書第一約束期間(2008~2012年)において1,300万炭素トン(対基準年比3.8%)算入できることとされ、「京都議定書目標達成計画」でも、その確保が目標とされている。

さらに、平成21年末に予定されているCOP15において京都議定書第一約 東期間後の枠組みにつき合意を得ることととなっており、今後は、京都議定 書第二約束期間(2013年~)以降の吸収源に関するルールづくりについても、 国際交渉が本格化する。

これらの背景を踏まえ、本事業では、現行の京都議定書第一約束期間(2008~2012年)における吸収量目標の達成が確実となる体制の構築及び、京都議定書第二約束期間以降(2013年~)における吸収源の計上方法に関し我が国としての総合的な戦略構築を図る。

2.事業計画

京都議定書第一約束期間における吸収量目標の達成のため、国際的に認められる森林吸収量の測定、推計、監視、報告体制の設計や報告・検証に必要なデータ整備等を行う。

京都議定書第二約束期間における吸収計上オプションの検討を行うとともに、世界銀行が設立した森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)に係る技術的支援等を行う。

3 . 施策の効果

2008年からスタートしている京都議定書第一約束期間における吸収量の正確な計上及び吸収量目標の達成に必要な態勢が構築される。

また、京都議定書第二約束期間における吸収源の計上方法に関する我が国としての総合的な戦略構築することができる。

森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査

決定事項

情我国

報が際

を国交渉

供必に

国際交渉

検討

事項

技術的な

サポート

支援資料作成

本事業

吸収源分野のインベントリの作成・評価、修正

- 国際的に認められるために森林吸収量の測定、推計、 監視、報告体制を設計
- 報告・検証に必要なデータ整備について検討
- 上記の結果を元にして森林吸収量を試算
 - <確保すべき森林>
 - 1)森林・林業基本計画に基づく林地
 - 2)緑の政策大綱等に基づく都市公園等の緑地
 - 3) 民生部門が保有する緑地

森林減少活動管理手法の試行的運用、検証

・国土数値情報をベースとして森林減少活動を捕捉



対応方針の評価・分析結果

国内体制の調査結果

吸収源問題に関する検討委員会



計上方法の調査結果

調査結果の評価・検討

第2約束期間以降の吸収量計上オプションの

検討

- 伐採木材の計上方法の分析調査
- 直接的人為的影響の分離に関する検討

FCPFに関する情報収集及び検討委員会の運営

- ・モニタリング方法等の技術的な情報収集
- ・技術的課題の検討及び計画書審査のサポート

国際交渉

第1約束期間に関する交渉

2001年 COP7 マラケシュ合意

森林等の吸収源活動の取り扱いについて 合意 < 我が国は3.8%が計上可能 >

2004年12月 COP10

吸収源活動の計上に関する国際的指針の 承認

< 指針に基づく測定・推計・評価が必要 >

第2約束期間以降に関する交渉

2005年 COP11以降

第2約束期間以降の吸収源に関する 検討事項

伐採木材の計上方法の検討 直接的・人為的影響と自然影響等を 分離するための方法の開発 REDDの取り扱いに関する検討

UNFCCCの技術的 指針等を提供

(ただし、現在は未整備)

知見を フィードバック

森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)

- ・2007年9月世界銀行理事会で設立が承認
- ・森林の保全による排出削減を「炭素クレ ジット」として転移できるようにするた めのパイロットプロジェクトを支援
- ・日本も1000万米ドルの拠出を表明
- ・UNFCCCから独立したガバナンスで実施 (京都クレジットとは連動しない)